

競技規則第 9 条の改定について

ご存知かとは思いますが、4 月 1 日より競技規則第 9 条第 1 項(6)(7)につきまして、以下のように改訂されました。

第 9 条

第 1 項 (6) サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から 1.15m 以下でなければならない。

(7) 【削除】

上記にあるように変更されます。

装置を使用して判定することになるのですが、その装置が十分にいきわたらない状態となることが想定されるため、(公財)日本バドミントン協会審判部は 3 月 8 日に暫定案を提示しました。神奈川県高体連バドミントン専門部は、その内容に基づいて以下のように、この改定案に対応することとしました。

*ポストにコート面から 1.15m の高さが上縁となるところにマークとなるテープを貼り、それを基準に 1.15m の高さのところに水平面をイメージして判定する。

なお、原則として主審と反対側に位置に着席しているサービスジャッジが判定することとする。

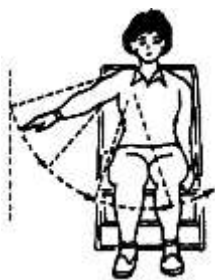
(公財)日本バドミントン協会から出された判定方法の暫定案は以下の通りです。

「ポストやプレーヤーの着衣にコート面から 1.15m の高さのところにテープやリボンなどでマークを付け、そのマークを基準にコート面から 1.15m の高さのところに水平面をイメージし、判定する。」

サービスジャッジということになりますので、1.15m の高さだけでなく、他のサービス・フォルトについても、サービスジャッジが判定します。なお、サービス・フォルトは、サービスジャッジだけでなく主審が判定することもできます。

また、本年度より、サービスジャッジがサービルフォルトの合図をした場合に、主審がその合図が何のフォルトであるかを、「サービス・フォルト・コールド」に続けてコールすることになっています。

次のページでは、サービス・フォルトのコールについて記載します。



サービスフォルトコールド アンデュー・ディレイ

第9条第1項(1)

サーバー・レシーバーがそれぞれの態勢を整えた後は、両サイドともにサービスを不当に遅らせては、ならない。(主審がコール)

第9条第1項(2)

サーバーのラケットヘッドの後方への動きの完了した時点が、サービスの始まりを不当に遅らせているかの判断基準となる。



サービスフォルトコールド フット

第9条第1項(3)

サーバー及びレシーバーは、斜めに向かい合ったサービスコート内に、サービスコートに触れずに立つものとする。

第9条第1項(4)

サーバー及びレシーバーの両足の一部は、サービスを始めてからサービスがなされるまで、その位置でコート面に接していなければならない。



サービスフォルトコールド ベイス・オブ・シャトル

第9条第1項(5)

サーバーは、ラケットで最初にシャトルの台を打つものとする。



サービスフォルトコールド トゥ・ハイ

第9条第1項(6)

サーバーのラケットで打たれる瞬間にシャトル全体がサーバーのウエストより下になければならない。

(サーバーのラケットで打たれる瞬間にシャトル全体が必ずコート面か

1. 15m 以下でなければならない。)



サービスフォルトコールド コンティニューアス・モーション

第9条第1項(7)【競技規則の赤本上は(8)】

サーバーのラケットは、サービスを始めてからなされるまで前方への動きを継続しなければならない。